

## 第1回 あわら市男女共同参画審議会

日時 令和3年6月25日(金)19:00～  
会場 市役所 3階 正庁

### 《 次 第 》

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 会長、副会長の互選について

会 長

副会長

5 協議事項

(1) あわら市政策方針決定過程への女性の参画状況等について

(2) 令和3年度男女共同参画の推進に関する施策の実施計画について

(3) その他

6 閉 会

# あわらし男女共同参画審議会委員名列

任期: 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

<50音順 敬称略>

区分	氏名	性別	摘要	
1 委員	上野 芳慶	男	関係団体	市男女共同参画推進市民会議委員長
2 委員	大倉 秀之	男	地域の代表	特別養護老人ホーム 芦原メロン苑施設長 特別養護老人ホーム 湯の町メロン苑施設長
3 委員	加藤 由紀	女	地域の代表	
4 委員	川瀬 甚貴	男	教育関係者	細呂木小学校PTA副会長
5 委員	北川 恭子	女	知識経験者	前(財)21世紀職業財団 福井事務所長
6 委員	北川 邦子	女	地域の代表	女性消防団、防犯隊員
7 委員	木下 恵美子	女	知識経験者	坂井健康福祉センター 次長
8 委員	佐藤 康裕	男	教育関係者	市校長会代表(細呂木小学校校長)
9 委員	清水 康弘	男	企業関係者	(株)金津村田製作所事務課シニアマネージャー
10 委員	高橋 浩一	男	企業関係者	レンゴー(株)総務部長
11 委員	土成 眞知子	女	地域の代表	
12 委員	手塚 和典	男	地域の代表	温泉地区区長連絡協議会副会長
13 委員	長谷川 幸子	女	関係団体	市男女共同参画ネットワーク会長
14 委員	丸岡 加津枝	女	地域の代表	



○あわら市男女共同参画審議会規則

令和2年3月27日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、あわら市附属機関設置条例（令和元年あわら市条例第24号）第3条の規定に基づき、あわら市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、あわら市附属機関設置条例第2条第2項に定める担当事務のほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) あわら市男女共同参画推進条例（平成19年あわら市条例第19号）第9条第1項に規定する基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 教育関係者

(2) 企業関係者

(3) 地域の代表者

(4) 関係団体の代表者

(5) 知識経験を有する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 審議会に、男女共同参画の推進に関する特別の事項又は専門的な分野について調査研究を行うため、専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会に関する庶務は、創造戦略部市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## あわら市政策方針決定過程への女性の参画状況

### 1 市議会議員・行政連絡員 (R3. 4. 1現在)

区 分	年次	総数	内 女性の人数	女性の割合	摘 要
市議会議員	R3. 4	16	2	12. 5%	
	R2. 4	17	2	11. 8%	
	H31. 4	17	2	11. 8%	
	H30. 4	18	2	11. 1%	
	H29. 6	18	1	5. 6%	
	H28. 6	18	1	5. 6%	
	H27. 6	18	1	5. 6%	
	H26. 6	18	1	5. 6%	
	H25. 6	18	1	5. 6%	
	H24. 6	18	1	5. 6%	
	H23. 6	18	1	5. 6%	
	H22. 1	18	1	5. 6%	
行政連絡員 (区長)	R3. 4	128	0	0. 0%	
	R2. 4	128	1	0. 8%	
	H31. 4	128	2	1. 6%	
	H30. 4	128	2	1. 6%	
	H29. 6	129	2	1. 6%	
	H28. 6	131	0	0. 0%	
	H27. 6	131	0	0. 0%	
	H26. 6	131	0	0. 0%	
	H25. 6	131	0	0. 0%	
	H24. 6	134	2	1. 5%	
	H23. 6	131	3	2. 3%	
	H22. 1	134	0	0. 0%	

## 2 審議会等委員

年次	審議会等数	委員総数	内 女性委員数	女性の割合	前年比	30%超の 委審議会等	女性委員ゼロ の審議会等	摘要
R3.4	41	458	135	29.5%	-2.3	19	7	
R2.6	43	422	134	31.8%	+1.2	19	3	
H31.4	36	412	126	30.6%	+1.6	18	3	
H30.4	37	431	125	29.0%	+1.7	16	4	
H29.6	35	414	113	27.3%	+2.0	12	4	
H28.6	32	392	99	25.3%	-1.6	11	4	
H27.6	32	383	103	26.9%	+0.5	12	4	
H26.6	32	364	96	26.4%	+0.6	11	4	
H25.6	30	349	90	25.8%	+0.5	11	4	
H24.6	28	332	84	25.3%	+2.4	11	4	
H23.6	27	314	72	22.9%	-1.0	8	4	
H22.6	28	330	79	23.9%	+0.2	8	2	
H21.6	29	358	85	23.7%	-3.6	9	2	
H20.6	29	348	95	27.3%	+1.4	11	3	
H19.3	31	391	102	26.1%	-1.3	11	2	
H18.6	26	296	81	27.4%	+1.2	9	2	
H18.4	26	305	80	26.2%	+1.2	9	2	
H17.4	31	384	96	25.0%	+0.8	12	4	
H16.7	26	298	72	24.2%	—	9	4	

## 3 市職員

年	区分	総数	内 女性の人数	女性の割合	前年比	摘要
R3.4.1	管理職(7~6級)	34	7	20.6%	+7.1	総数300人(うち女性154人)
R2.4.1	管理職(7~6級)	37	5	13.5%	0.0	総数296人(うち女性147人)
H31.4.1	管理職(7~6級)	37	5	13.5%	+5.2	総数291人(うち女性149人)
H30.4.1	管理職(7~6級)	36	3	8.3%	-0.5	総数293人(うち女性149人)
H29.4.1	管理職(7~6級)	34	3	8.8%	0.0	総数282人(うち女性140人)
H28.4.1	管理職(7~6級)	34	3	8.8%	+2.5	総数272人(うち女性128人)
H27.4.1	管理職(7~6級)	32	2	6.3%	+3.1	総数271人(うち女性128人)
H26.4.1	管理職(7~6級)	31	1	3.2%	-3.3	総数275人(うち女性133人)
H25.4.1	管理職(7~6級)	31	2	6.5%	+0.2	総数275人(うち女性137人)
H24.4.1	管理職(7~6級)	32	2	6.3%	+1.2	総数267人(うち女性134人)
H23.4.1	管理職(7~6級)	39	2	5.1%	-1.6	総数274人(うち女性133人)
H22.4.1	管理職(7~6級)	45	3	6.7%	0.0	総数280人(うち女性135人)
H21.4.1	管理職(7~6級)	45	3	6.7%	+0.4	総数287人(うち女性142人)
H20.4.1	管理職(7~6級)	48	3	6.3%	0.0	総数297人(うち女性149人)
H19.4.1	管理職(7~6級)	48	3	6.3%	+2.2	総数314人(うち女性158人)
H18.4.1	管理職(7~6級)	49	2	4.1%	+2.1	総数343人(うち女性180人)
H17.4.1	管理職(8級)	50	1	2.0%	—	総数366人(うち女性195人)

## あわら市における審議会等委員への女性登用状況表(区分毎)

## 目標 女性委員を30%超とする

令和3年4月1日現在

No	審議会等	全委員 員 <sup>④</sup>	うち女性委員		審議会 数	説明
			現委員数 ⑤	割合 ⑥/④		
I	地方自治法第180条の5に基づ く委員会及び委員	32	6	18.8%	6	市の執行機関として、地方自治法第180条の5に基づき設置される委員会及び委員。〔教育委員会、選挙管 理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会〕
II	地方自治法第202条の3に基づ く委員会	331	93	28.1%	29	市の附属機関として法律、政令又は条例の定めるところにより設置され、その担当する事項について調 停、審査、審議、又は調査を行う機関。(地方自治法第202条の3)
III	要綱・規程等に基づき委員 会	95	36	37.9%	6	市の附属機関として、市の要綱、規程等に基づき設置され、その担当する事項について調停、審査、審議、 又は調査を行う機関(ごみ減量等推進員、食生活改善推進員等は除く)
	合計	458	135	29.5%	41	

## I 地方自治法第180条の5に基づき委員及び委員

No	審議会等	全委員 員 <sup>④</sup>	うち職 充てによる 委員数	うち女性委員		任期	期 間	担当課	関係法令
				現委員数 ⑤	割合 ⑥/④				
1	監査委員 (市議会議員) (見識を有する者)	2 ( 0 )	0	0.0%	0	4年	R1. 6. 28 - R3. 6. 30	監査委員事務局	地方自治法第195条 あわら市監査委員条例
2	選挙管理委員会	4 ( 0 )	0	0.0%	0	4年	R2. 6. 8 - R6. 6. 7	総務課 (議事事務局)	地方自治法第181条 あわら市選挙管理委員会規程
3	公平委員会	3 ( 0 )	1	33.3%	1	4年	R2. 5. 11 - R6. 5. 10	監査委員事務局	地方公務員法第7条 あわら市公平委員会設置条例
4	固定資産評価審査委員会	3 ( 0 )	1	33.3%	1	3年	R1. 5. 11 - R4. 5. 10	監査委員事務局	地方税法第423条 あわら市固定資産評価審査委員会条例
5	農業委員会	16 ( 0 )	2	12.5%	2	3年	R1. 7. 1 - R4. 6. 30	農林水産課	農業委員会等に関する法律第3条 あわら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例
6	教育委員会	4 ( 0 )	2	50.0%	2	4年	H30. 5. 12 - R4. 5. 11 R1. 5. 12 - R5. 5. 11 H29. 5. 12 - R3. 5. 11 R2. 5. 12 - R6. 5. 11	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条
	小計	32 ( 0 )	6	18.8%	6				



II 地方自治法第202条の3に基づく委員会

(2/3)

No	審議会等	全委員 員(A)	うち 充て職 による 委員数	うち女性委員		任期	期 間	担当課	関係法令
				現委員数 (B)	割合 (B)/(A)				
1	情報公開・個人情報保護審査会	5 ( 0 )	0	0.0%	2年	R2.5.1 - R4.4.30	総務課	あわら市情報公開・個人情報保護審査会設置条例	
2	行政不服審査会	5 ( 0 )	1	20.0%	2年	R2.5.1 - R4.4.30	総務課	あわら市行政不服審査会条例	
3	防災会議	19 ( 3 )	2	10.5%	2年	R2.7.1 - R4.6.30	総務課	あわら市防災会議条例	
4	安全安心まちづくり委員会	14 ( 14 )	4→4	28.6%	2年	R3.3.1 - R5.2.28	総務課	あわら市附属機関設置条例	
5	行政評価外部評価委員会	8 ( 7 )	3	37.5%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	政策広報課	あわら市附属機関設置条例	
6	地域ブランド戦略会議	12 ( 11 )	0	0.0%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	政策広報課	あわら市附属機関設置条例	
7	まち・ひと・しごと創生推進会議	16 ( 14 )	0	0.0%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	政策広報課	あわら市附属機関設置条例	
8	男女共同参画審議会	14 ( 6 )	8→7	50.0%	2年	R3.4.1 - R5.3.31	市民協働課	あわら市附属機関設置条例	
9	空家等対策協議会	14 ( 14 )	1→1	7.1%	2年	R3.4.1 - R5.3.31	市民協働課	あわら市空家等対策協議会条例	
10	国民健康保険運営協議会	12 ( 8 )	4→4	33.3%	3年	R3.4.1 - R6.3.31	市民課	国民健康保険法第11条第1項 あわら市国民健康保険条例	
11	環境審議会	13 ( 7 )	2→1	7.7%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	生活環境課	環境基本法第44条 あわら市環境基本条例	
12	地域公共交通会議	27 ( 27 )	1→2	7.4%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	生活環境課	あわら市附属機関設置条例	
13	老人ホーム入所判定委員会	5 ( 5 )	1→0	0.0%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	健康長寿課	あわら市附属機関設置条例	
14	子ども・子育て会議	11 ( 6 )	8→7	63.6%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	子育て支援課	あわら市子ども・子育て会議条例	
15	予防接種健康被害調査委員会	5 ( 5 )	1	20.0%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	健康長寿課	あわら市附属機関設置条例	
16	食育推進会議	17 ( 17 )	10	58.8%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	健康長寿課	あわら市食育推進会議条例	
17	農業者労働災害共済運営審査委員会	9 ( 5 )	0→2	22.2%	3年	R3.4.1 - R6.3.31	農林水産課	あわら市附属機関設置条例	
18	都市計画審議会	11 ( 7 )	2	18.2%	2年	R2.7.10 - R4.7.9	建設課	都市計画法第77条の2第1項 あわら市都市計画審議会条例	
19	景観審議会	10 ( 5 )	1	10.0%	2年	R1.8.1 - R3.7.31	建設課	あわら市景観条例	

★ 地方自治法第202条の3に基づく委員会

(3/3)

No	審議会等	うち 全委 員④ 充て職 による 委員数	うち女性委員		任期	期 間		担当課	関係法令
			現委員数 ⑤	割合 ⑥/④		期 間	期 間		
20	民生委員推薦会	13 ( 13 )	4	30.8%	3年	R1.7.8 - R4.7.7	福祉課	民生委員法第8条第2項 あわら市民生委員推薦会規則	
21	教育支援委員会	19 ( 19 )	12→14	73.7%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	教育総務課	あわら市附属機関設置条例	
22	学校給食センター運営委員会	12 ( 8 )	7→6	50.0%	2年	R3.4.1 - R5.3.31	教育総務課	あわら市附属機関設置条例	
23	文化財保護委員会	7 ( 0 )	1	14.3%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	文化学習課	あわら市文化財保護条例	
24	社会教育委員	14 ( 10 )	5	35.7%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	文化学習課	社会教育法第15条第1項 あわら市社会教育委員設置条例	
25	図書館協議会	10 ( 4 )	6	60.0%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	文化学習課	図書館法第14条第1項 あわら市図書館条例	
26	公民館運営審議会	8 ( 7 )	3→4	50.0%	2年	R3.4.1 - R5.3.31	文化学習課	あわら市公民館条例	
27	郷土歴史資料館運営協議会	7 ( 0 )	3	42.9%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	文化学習課	あわら市附属機関設置条例	
28	スポーツ推進審議会	12 ( 6 )	3→2	16.7%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	スポーツ課	スポーツ基本法第31条 あわら市スポーツ推進審議会条例	
29	住居表示審議会	2 ( 2 )	新 0	0.0%	1年	R3.4.1 - R4.3.31	市民課	あわら市住居表示審議会規則	
	小計	331 ( 230 )	93	28.1%					

III ★ 要綱・規程等に基づく委員会

No	審議会等	うち 全委 員④ 充て職 による 委員数	うち女性委員		任期	期 間		担当課	関係法令
			現委員数 ⑤	割合 ⑥/④		期 間	期 間		
1	男女共同参画推進市民会議	15 ( 0 )	6	40.0%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	市民協働課	あわら市男女共同参画推進市民会議設置規程	
2	要保護児童対策地域協議会	18 ( 18 )	6→6	33.3%	2年	R3.4.1 - R5.3.31	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会設置要綱	
3	高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会	18 ( 16 )	5→5	27.8%	2年	R3.4.1 - R5.3.31	健康長寿課	あわら市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議設置要綱	
4	地域ケア推進会議	12 ( 12 )	6→6	50.0%	2年	R3.4.1 - R5.3.31	健康長寿課	あわら市地域ケア推進会議要綱	
5	少年愛護センター運営委員会	21 ( 21 )	2	9.5%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	文化学習課	あわら市少年愛護センター補導員及び少年愛護センター運営委員会要綱	
6	母子保健推進員	11 ( 0 )	11	100.0%	2年	R2.4.1 - R4.3.31	子育て支援課	あわら市母子保健推進員要綱	
	小計	95 ( 67 )	36	37.9%					

※「充て職による委員」には設置規則等に定められているもののほか、運用上慣習としてある特定の職から毎回委員を選任しているものも含まれます。

令和3年度 あわら市男女共同参画推進計画(案)

日 程	事 業 名	摘 要
年間	男女共同参画広報活動	
年間	男女共同参画啓発活動	
年間	審議会等への女性委員の登用促進	令和6年度末までに30%目標
5月 7日(金)	男女共同参画の推進に関する実施計画入力	入力期間：5/7(金)～5/26(水)
31日(月)	あわら市男女共同参画推進市民会議(第1回)	
6月 1日(火)	県男女共同参画啓発月間	庁内ポスター掲示
8日(火)	あわら市男女共同参画ネットワーク理事会(第1回)	
16日(水)	あわら市男女共同参画行政推進会議(第1回)	
25日(金)	あわら市男女共同参画審議会(第1回)	
7月 下旬	あわら市男女共同参画ネットワーク理事会 (研修部会・つどい部会)	
8月 月上旬	あわら市男女共同参画推進市民会議(第2回)	
9月 月中旬	あわら市男女共同参画ネットワーク理事会(第2回)	
	あわら市男女共同参画推進市民会議(出前講座)	
10月 月中旬	あわら市男女共同参画推進市民会議(企業訪問)	
11月 月上旬	あわら市男女共同参画推進市民会議(第3回)	
中旬	女性に対する暴力をなくす運動	
	庁内男女共同参画研修会	
	あわら市男女共同参画ネットワーク理事会(第3回)	
12月 5日(日)	男女共同参画のつどい(委託事業) あわら市男女共同参画推進市民会議啓発活動	あわら市・あわら市男女共同参画 ネットワーク主催
1月 月中旬	あわら市男女共同参画推進市民会議(出前講座)	
下旬	推進計画に基づく施策の実施状況調査	
2月 月中旬	あわら市男女共同参画行政推進会議(第2回)	
	あわら市男女共同参画ネットワーク理事会(広報部会)	
下旬	あわら市男女共同参画審議会(第2回)	
3月 月中旬	広報紙発行(委託事業)	
R4年4月	あわら市男女共同参画ネットワーク理事会(第4回)	